

石見さくら会保育所 令和6年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

事業の目的		(経営理念) 地域住民が多様な個性に基づいて、自分らしく生き生きと自立して暮らしていくことができる「豊かで活力ある福祉コミュニティの実現」に資する。				保育理念		一人ひとりの人権や主体制を尊重し、子どもにとってより良い生活の場を保障すると共に保護者や地域と力を合わせてその福祉の増進に努め、併せて地域における家庭支援も積極的に行う。			
保育方針		・一人ひとりの子どもの育ちを支える(現在を最もよく生き望ましい力の基礎を培う) ・保護者の子育てを支える(保護者の意向を受けとめ子どもと保護者の安定した関係に配慮し援助する) ・子どもと子育てに優しい地域を作る(地域とのふれあいや連携を図っていく)				保育目標		～心豊かにたくましく生きる子ども～ ・いきいき遊びやる気とやりぬく力のある子ども ・人の話をよく聞き自分の思いを伝えられる子ども ・思いやりと感謝の気持ちを持つ子ども			
子どもの保育目標		乳児	・個々の生活リズムを整え基本的な生活習慣を養う ・愛着心の形成		3歳児	・保育者や友だちと遊ぶ中で自分のしたいことを言葉や行動で表現する ・体全体を使った活動を十分にする		保育時間など	2・3号認定／基本保育時間 標準認定 7:15～18:15 短時間認定 8:30～16:30 延長保育時間 標準認定 18:15～19:30		
		1歳児	・一人遊びや探索活動を十分に保障し、基本的生活習慣の獲得に向かう環境を作る		4歳児	・保育者や友だちと一緒に遊びながらつながりを広げ集団としての行動ができるようにする ・想像の世界を豊かにしていく環境を作る		主な行事	入所式・誕生会・お茶会・野草茶作り・七夕会・まき餅作り・歯の健康教室・夕涼み会・運動会・芋ほり交流会・JA夏野菜カレー交流会・親子クッキング・おたのしみ会・クリスマス会・餅つき会・豆まき会・神楽を楽しむ会・お店屋ごっこ・ひなまつり・卒園式		
		2歳児	・友だちへの関心が十分に育ちつながりを持ち、見立てつもり遊びを十分に保障する		5歳児	・生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わえるようにする ・就学に向けて社会性を身に付けられるようにする			・生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わえるようにする ・就学に向けて社会性を身に付けられるようにする		
保育所保育に関する基本原則／役割目標	保育の方法／環境		保育所の社会的責任	養護に関する基本的事項		保育の計画と評価		幼児教育を行う施設として共有すべき事項		小学校との連携(接続)	
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。	子どもの生活リズムを大切にし健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し受容した上で適切に援助する。		保育所は子どもの人権に配慮すると共に、子どもの人格を尊重し保育を行ふ。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。	養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。		保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、具体的な計画を作成する。これに基づき指導計画・食育計画等を作成する。保育士等の自己評価や保育所の自己評価を行い、保育内容の改善を図る。		生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力を具体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通じて資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。			
保育の目標	ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ)心身の健康の基礎を培う (ウ)愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ)言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ)豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う									保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようになる。	
養護	年齢	乳児	1歳児(満1歳より)		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学校以上との連携		
	生命の保持	●清潔で安全な環境を整え、子どもの生理的欲求の充実を図る	●生活リズムが整うように配慮する		●生活や遊びの中で自分が育つような関わりをする ●簡単な身の回りの事を自分でしようとする	●基本的な生活習慣を身に付けられるように援助する	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用いる。		
	情緒の安定	●一人一人の子どもの発達過程を把握し、信頼できるふれあいや言葉かけを行う	●特定の保育士との信頼関係が更に深まり、愛着関係が育まれる		●子どもの気持ちを受容し共感しながら継続的な信頼関係を築いていく	●主体的な活動を促す環境構成をし、自発性や探索意欲が高まるよう働きかける	●多様な経験を通して自己肯定感を育み、他者を受容する	●心身の調和と安定により自信を持つ			
ねらい及び内容並びに配慮事項											
教育	(乳児) 3つの視点	乳児	(満1～ 3歳未満児) 5領域	1歳児(満1歳より)	2歳児	(3～5歳児) 5領域	3歳児	4歳児	5歳児	■幼稚期の終わりまでに育てほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱
	健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協働性	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かつたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
	身近な人と 気持ちが 通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●語彙の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり ●友達との関わりの増大	人間関係	●自己主張の表出 ●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成	エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活の関わり カ 思考力の芽生え	イ 気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」	
	身近なもの と 感性が育つ	●身近なものと関わる感性が育つ ●身体の諸感觉認識による表現	環境	●好奇心を高める	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や图形、模様や文字などへの関心・感覚	オ 気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」	
		●言葉の獲得 ●話はじめ	言葉	●言葉のやり取りの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展	ケ 言葉による伝え合い コ 言葉による表現	カ 心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力・人間性等」	
健康支援／状態把握・増進・疾病対応		食育の推進(食育計画別紙)		環境及び衛生管理並びに安全管理		災害への備え(避難計画等)		子育て支援		職員の資質向上	
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健計画 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(全職員)		●食べるなどの楽しさを実感するなど、豊かな食の体験を積み重ね、食を営む力の基礎を育む ●食と命のかかわりを理解し、食に対する感謝の気持ちを育てる ●アルコール、次亜塩素酸水を年間通じて使用し、感染症予防及び拡大防止を図る ●食物アレルギーにおいては医師の指示書や検査結果に基づき調理提供を行い誤食・誤配のないように努める ●離乳食など個々の発達の状況に合う食事を提供する		●保育所安全計画の実施・確認 ●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●アルコール、次亜塩素酸水を年間通じて使用し、感染症予防及び拡大防止を図る ●災害発生時のマニュアルを把握し、いつ何時何様の備えを確実に行う ●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消火訓練・通報訓練の実施 ●BCPに基づいた業務継続のシミュレーション及びその訓練の実施		・防火設備等の点検も定期的に行い、避難経路等についても定期的に見直し、安全確保に備える ・行政機関や消防・警察・地域の公民館など、地域の関係機関と日常的に連携し、非常時の連携・協力が得られるよう関係作りをする ・災害発生時のマニュアルを把握し、いつ何時何様の備えを確実に行う ・避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ・消火訓練・通報訓練の実施 ・BCPに基づいた業務継続のシミュレーション及びその訓練の実施		・保育所における保護者に対する子育て支援は全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、家庭と連携して支援していくと共に保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう留意していく ・保育所を利用する保護者に対しては相互理解を図り、様々な機関との連携を図りながら支援していく ・保育所の質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性の向上に向けた組織的な取り組みを行う ・保育の質を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う ・保育の内容等に関する自己評価を通して把握した、保育の質の向上にむけた課題に組織的に対応する為、それぞれの職位や職務内容に応じて必要な知識や技能を持つよう努めなければならない		・保育所は質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性の向上に向けた組織的な取り組みを行う ・保育の質を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う ・保育の内容等に関する自己評価を通して把握した、保育の質の向上にむけた課題に組織的に対応する為、それぞれの職位や職務内容に応じて必要な知識や技能を持つよう努めなければならない	
情報公開等	●人権尊重 ●個人情報保護 ●苦情処理対応及び第三者委員、第三者委員会設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●法人ホームページ、広報誌	特色ある教育と保育		●身体作りをめざして外部講師による運動遊び教室(5歳児)の実施 ●地域ボランティア講師によるお茶会(月に1回4・5歳児) ●ボランティアによるおはなし会、わらべうた遊びの実施 ●法人内の高齢者施設との積極的な交流 ●この地域ならではの食を通じての交流(菜園活動・まきもち作り・餅つき会・野草茶作りで地域の高齢者と交流)		職員の資質向上		●地域ボランティア講師によるお茶会(月に1回4・5歳児) ●ボランティアによるおはなし会、わらべうた遊びの実施 ●法人内の高齢者施設との積極的な交流 ●この地域ならではの食を通じての交流(菜園活動・まきもち作り・餅つき会・野草茶作りで地域の高齢者と交流)		●地域ボランティア講師によるお茶会(月に1回4・5歳児) ●ボランティアによるおはなし会、わらべうた遊びの実施 ●法人内の高齢者施設との積極的な交流 ●この地域ならではの食を通じての交流(菜園活動・まきもち作り・餅つき会・野草茶作りで地域の高齢者と交流)	
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	●一時預かり事業 ●体調不良児保育 ●在宅親子と様々なふれあい体験活動(親子サロン) ●食を通じての地域との交流計画	研修計画		●各組織主催の研修会に計画的に参加(県保育協議会・郡保育研究会・邑南町、石見さくら会保育研究会) ●公開保育(郡内保育所) ●状況に応じて園内研修(研修報告、行事打ち合わせ、ケース検討、保育計画など) ●法人内研修							
自己評価等	●保育所の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育所評価、保育士等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施										